

監査基準委員会報告書 600「グループ監査」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 600</p> <p style="text-align: center;">グループ監査</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2013年 6月 17日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 改正 2021年 8月 19日 <u>最終改正 2022年 6月 16日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 41号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 《 1. 本報告書の範囲》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>4. グループ監査責任者は、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 25 項及び第 26 項に基づいて、構成単位の監査人を含むグループ財務諸表の監査業務の担当者が、全体として、<u>十分な時間を含む、適性及び適切な能力を保持していることを確かめる必要がある。</u>また、グループ監査責任者は、<u>グループ監査チームのメンバーへの指揮、監督及び作業の査閲に対する責任を負う。</u>(監基報 220 第 29 項から第 31 項)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 IV 適用》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>・ 本報告書 (2022 年 6 月 16 日) は、2023 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表</p>	<p>監査基準委員会報告書 600</p> <p style="text-align: center;">グループ監査</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2013年 6月 17日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正 2021年 8月 19日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 41号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 《 1. 本報告書の範囲》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>4. グループ監査責任者は、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 13 項及び第 14 項に基づいて、構成単位の監査人を含むグループ財務諸表の監査業務の担当者が、全体として、<u>必要な適性と能力を保持していることを確かめる必要がある。</u>また、グループ監査責任者は、<u>グループ財務諸表の監査業務の指示、監督及び実施について責任を有する。</u></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《 IV 適用》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

新	旧
<p><u>の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u> <u>なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上